

岐阜県公報

目 次

告 示

指定代理納付者の指定

(ぎふ木遊館)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 二 年 十 月 六 日

告 示

岐阜県告示第百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和二年十月六日

岐阜県知事 古 田 肇

所	指定代理納付者の名称及び住所	料	指定代理納付者に納付させる歳入	令和二年十月六日から令和三年三月三十一日まで
	株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目二番地		ぎふ木遊館の入館	
			指定代理納付者に歳入を納付させる期間	

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和二年十月六日

令和二年十月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社